

## 雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

### I 雇用保険法施行規則の改正

#### 1. キャリア形成促進助成金

(1) 助成メニューの整理統合（雇用型訓練コース・重点訓練コース・一般型訓練コース・制度導入コースの創設）

- キャリア形成促進助成金の助成メニューを4類型（雇用型訓練コース・重点訓練コース・一般型訓練コース・制度導入コース）に整理統合するとともに、企業内人材育成推進助成金を統合する。

<27年度>

《キャリア形成促進助成金》

政策課題対応型訓練	若年人材育成コース
	成長分野等人材育成コース
	グローバル人材育成コース
	熟練技能育成・承継コース
	中長期的キャリア形成コース
	育休中・復職後等能力アップコース
	認定実習併用職業訓練コース
	自発的職業開発コース
ものづくり人材育成訓練	
一般型訓練	
団体等実施型訓練	

《企業内人材育成推進助成金》

個別企業助成コース	教育訓練・職業能力評価制度
	キャリアコンサルティング制度
	技能検定合格報奨金制度
事業主団体助成コース	

<28年度>

《キャリア形成促進助成金》

重点訓練コース	若年人材育成訓練
	成長分野等・グローバル人材育成訓練
	熟練技能育成・承継訓練
	中長期的キャリア形成訓練
	育休中・復職後等人材育成訓練
雇用型訓練コース	特定分野認定実習併用職業訓練（新規）
	認定実習併用職業訓練
	中高年齢者雇用型訓練（新規）
一般型訓練コース	一般企業型訓練
	一般団体型訓練
制度導入コース	教育訓練・職業能力評価制度
	セルフ・キャリアドック制度（拡充）
	技能検定合格報奨金制度
	教育訓練休暇等制度（拡充）
	社内検定制度（新規）
	事業主団体助成（拡充）

(2) 雇用型訓練コースにおける特定分野認定実習併用職業訓練及び中高年齢者雇用型訓練の創設

- 現行の製造業及び建設業を対象分野とする「ものづくり人材育成訓練」に、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野を加え、新たに「特定分野認定実習併用職業訓練」とする。

また、人材不足分野での実践的な職業訓練を通じた人材確保を図るため、正社員として新規に雇用された中高年齢者（45歳以上 65歳未満の者）を対象に、「中高年齢者雇用型訓練」として新たな雇用型訓練（OJT と off-JT を組み合わせた訓練）を創設する。

なお、対象となる中高年齢者は、訓練直前に2年以上継続して正規雇用されていない者に限ることとする。

(3) 制度導入コースの創設

- 企業内人材育成推進助成金を平成27年度限りで廃止し、新たに設けた制度導入コースに統合するとともに、より簡潔に分かりやすい仕組みとする観点から企業内人材育成推進助成金において実施していた「制度導入助成」と「実施助成」を「導入実施助成」とし、制度導入に係る費用負担額を踏まえ、以下の額を助成する。

なお、当該助成については、一定数以上（原則5人以上）の実施を要件とする。

また、「セルフ・キャリアドック制度」、「教育訓練休暇等制度」及び「社内検定制」の導入に対する助成を創設するとともに、「業界検定」及び「教育訓練プログラム」を開発する事業主団体に対する助成を追加する。

( ) 内は中小企業以外

キャリア形成促進助成金（制度導入コース）	導入実施助成
教育訓練・職業能力評価制度	50万円 (25万円)
セルフ・キャリアドック制度（拡充）	
技能検定合格報奨金制度	
教育訓練休暇等制度（拡充）	
社内検定制（新規）	
事業主団体助成（拡充）	2/3 ※定率助成

【現行制度の概要】＜企業内人材育成推進助成金＞

雇用する労働者のキャリア形成促進のためのツールを活用し、企業内における人材育成を推進するための取組として、人材育成制度を導入・実施する事業主等に、次のように支給する。

○個別企業助成コース（括弧内は中小企業以外。実施助成は10人を上限）

- ・教育訓練・職業能力評価制度

制度導入助成 50（25）万円 実施助成 5（2.5）万円

- ・キャリアコンサルティング制度

制度導入助成 30（15）万円 実施助成 5（2.5）万円

キャリア・コンサルタント育成の場合 実施助成 15（7.5）万円

- ・技能検定合格報奨金制度

制度導入助成 20（10）万円 実施助成 5（2.5）万円

○事業主団体助成コース

- ・教育訓練、職業能力評価を構成事業主に実施させた場合に助成

助成割合 2／3

（４）セルフ・キャリアドック制度導入企業及び若者雇用促進法に基づく認定事業主に  
ついて、雇用型訓練コース及び重点訓練コースにおける助成率の引上げ

- セルフ・キャリアドック制度導入企業及び若者雇用促進法に基づく認定事業主を支援するため、該当する事業主がキャリア形成促進助成金の雇用型訓練コース又は重点訓練コースを利用する場合に、助成率を1／2のものを2／3、1／3のものを1／2にそれぞれ引き上げる。

（５）一般企業型訓練におけるセルフ・キャリアドックの実施の要件化

- セルフ・キャリアドックの導入促進を図る観点から、一般企業型訓練に対する助成については、以下を対象事業主の要件として追加する。
  - ・労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画において、セルフ・キャリアドックの実施（定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保）を規定していること。

【現行制度の概要】

- ・一般企業型訓練（中小企業のみ）

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを計画に沿って実施する事業主に、次のように支給する。

経費助成 1／3 賃金助成 400円

※定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保については、特段の要件なし

(6) 認定実習併用職業訓練における助成対象・助成額の拡充

- 認定実習併用職業訓練について、中小企業のOJT実施助成額を引き上げるとともに、助成対象を大企業にも拡充する。

( ) 内は中小企業以外

	経費助成	賃金助成	OJT実施助成
認定実習併用職業訓練 (雇用型訓練コース)	1/2(1/3)	800(400)円	700(400)円

【現行制度の概要】

- ・認定実習併用職業訓練

厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練を実施する事業主に、次のように支給する。

経費助成 1/2 賃金助成 800円 OJT実施助成 600円

(7) 育休中・復職後等人材育成訓練に係る支給要件の緩和

- 訓練対象者の態様を勘案し、助成に必要な訓練時間を「20時間以上」から「10時間以上」に緩和する。

【現行制度の概要】

- ・育休中・復職後等人材育成コース

育児休業取得者による育児休業中の訓練、復職後1年以内の訓練又は妊娠・育児などによる離職後、子どもが小学校入学までに再就職した労働者で再就職後3年以内に訓練を実施する事業主に、次のように支給する。(括弧内は中小企業以外)

経費助成 2/3(1/2) 賃金助成 800(400)円

助成に必要な訓練時間：20時間以上

(8) 東日本大震災に伴う特例措置の延長等

- 特定被災区域内の事業主を対象とする特例措置について、平成29年3月31日まで延長する。

また、雇用型訓練コース(認定実習併用職業訓練)について、中小企業のOJT実施助成の助成額を引き上げる。

( ) 内は中小企業以外

	経費助成	賃金助成	OJT実施助成
一般企業型訓練	1/2(1/3)	800(400)円	-
認定実習併用職業訓練	1/2(1/3)	800(400)円	700(600)円

**【現行制度の概要】**

特定被災地域内で計画的に訓練を実施する事業主に、次のように支給する。

(括弧内は中小企業以外)

・ 一般型訓練

経費助成 1/2 (1/3) 賃金助成 800 (400) 円

・ 認定実習併用職業訓練

経費助成 1/2 (1/3) 賃金助成 800 (400) 円

OJT 実施助成 600 (600) 円

参 考 <28年度 原則>

( ) 内は中小企業以外

	経費助成	賃金助成	OJT 実施助成
一般企業型訓練	1/3	400円	-
認定実習併用職業訓練	1/2 (1/3)	800 (400) 円	700 (400) 円

**2. 企業内人材育成推進助成金**

- 平成 27 年度限りとし、平成 28 年度からは上記キャリア形成促進助成金の「制度導入コース」に統合する。

**3. 認定訓練助成事業費補助金**

- 東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げについて、平成 29 年 3 月 31 日まで延長する。

**【現行制度の概要】**

平成 27 年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を 1/2 から 2/3 に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を 1/3 から 1/2 に引き上げる。

## Ⅱ 施行期日等

1. この省令は、公布の日から施行する。
2. この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則に基づく措置を講じた事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定める。
3. その他所要の規定の整備を行う。